

○財務省告示第百七十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年五月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年五月二十二日 財務大臣 与謝野馨

（別表）

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 ）連債	称國 債 の 名
	第十回	回	第九回	回	回	第八回	第六回	回	第五回	第二回	記号
七十四億円	百六十六億円	二億円	三億円	四十五億円	五十億円	五十億円	百六十三億円	一億円	百三十五億円	三十亜億円	総額 額面金額の
八十七円七十六銭	八十七円七十一銭	八十八円二十六銭	八十八円十六銭	八十七円四十三銭	八十七円三十九銭	八十七円三十九銭	八十七円二十九銭	八十八円七十四銭	八十八円五銭	九十三円二十二銭	たりの買入価格百円相当

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	第 十 六 回	第 十 四 回	〃	第 十一 回	〃	〃
一千 百 四 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	百 五 十四 億 円	十 億 円	十五 億 円	十一 億 円	四十 億 円	五十 億 円
	八 十七 円 五 十二 錢	八 十七 円 四 十七 錢	八 十七 円 四 十六 錢	八 十六 円 五 十 錢	八 十七 円 七 十一 錢	八 十七 円 七 十 錢	八 十七 円 八 十一 錢	八 十七 円 七 十七 錢